

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
1. あらゆる分野への参画の促進					
(1) 働く場における男女平等参画の促進					
① 均等な雇用機会の確保					
ア. ポジティブ・アクションの推進					
1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「均等法、育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査 - 両立支援の実態を中心に-」(予定) 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人		産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	シンポジウムの開催 (東京経営者協会との共催) 労働情勢懇談会の開催		生活文化局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの積極的取組の促進を図ります。 女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。 女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の実践的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。 関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業者団体との連絡会の開催 (No. 2 参照) ポジティブ・アクション実践プログラム 2,000部 ポジティブ・アクションリーダーの養成 年2回 各30名 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各200人 ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回		生活文化局 産業労働局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部		産業労働局
5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」 (No.3 一部参照) 年2回 各200人 男女雇用平等セミナー 12回		産業労働局
ウ. 都庁内における男女平等参画					
6	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施		各局
7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施		各局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
ア. 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
8	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	パートアドバイザー労働相談情報センター本所、5事務所 計7名	年2,620件	産業労働局
9	労働相談の実施	労働相談（東京都ろうどう110番）労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。 パート・派遣・契約社員等電話相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	年1回 2日間	産業労働局
10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー パート・派遣・契約社員等の多様な就業形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。 普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	年24回 定員1,440人		産業労働局
11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NP0での就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部		産業労働局
12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 14か所 求職者向け：延べ136科目、定員7,000名 在職者向け：定員19,150名		産業労働局
13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組み中小企業（トライ企業）に対して専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	専門家の派遣 トライ企業年間150回 レベラアップ支援年間30回		産業労働局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
③起業者・自営業者への支援					
ア. 起業者・自営業者への支援					
14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 ・融資限度額 融資対象に応じて1,000万円～2,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金	産業労働局	
15	TOKYO 起業塾の実施	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地支援、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	・相談指導、相談（随時） ・起業家現地指導 50件 ・人材育成講座 8コース440名 （内女性のみを対象とするもの11コース） ・交流の場の提供 年6回	産業労働局	
16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。	・区部創業支援機能 2か所76室 ・創業支援センター 2か所45室 ・先駆的ベンチャー施設 3か所69室 ・多摩創業支援施設 1か所6室	産業労働局	
17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回 女性農業者能力向上講座 4地区(各5回)延べ20回 男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局	
18	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NP0での就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。(再掲)	(No. 11参照)	産業労働局	
④女性のチャレンジ支援					
ア. 女性のチャレンジ支援					
19	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウイメンズブラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。(再掲)	(No. 3参照)	生活文化局	
		女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。(再掲)	(No. 3参照)	産業労働局	
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。(再掲)	(No. 3参照)	産業労働局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
20	女性の再チャレンジ推進プロジェクト	<p>実態調査の実施 女性の再チャレンジ支援にあつた課題等を把握するため、育児中の女性、企業等への実態調査を行います。</p> <p>(1)女性向けマニュアルの作成 再チャレンジしたい女性が自身のキャリア・ライフプランを明確にし、再チャレンジを実現できる力をつけるための具体的方法を示したマニュアルを作成します。</p> <p>(2)企業向けマニュアルの作成 先進的な企業の事例などに基づき、企業における積極的取組・環境整備の具体的方法を示したマニュアルを作成します。</p> <p>再チャレンジの推進 「女性向けマニュアル」「企業向けマニュアル」を活用して、再チャレンジしたい女性を支援するとともに、企業等の取組を促進します。また、区市町村と連携して、育児中の女性にとって身近な地域での取組を促進します。</p>	平成19年度に実態調査を実施。 同年度「女性の再チャレンジ応援マニュアル」を作成し、HPに掲載。	生活文化局	
21	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	<p>業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。</p> <p>また、子育て期間中であつても、しごとセンター内の再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内には託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。</p> <p>さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員300名 再就職支援セミナーの実施 年6回240名 利用者向け託児室の運営 	産業労働局	
22	職業訓練の実施(育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練)	<p>子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、eラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> eラーニング委託訓練 定員100名 母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員180名 (No. 12一部参照) 	産業労働局	
23	☆ 保育つき職業訓練の実施(平成22年度新規事業)	<p>子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。</p>	訓練定員60名 保育定員20名	産業労働局	
24	☆ 医師勤務環境改善事業(再就職支援対策)(平成20年度新規事業)	<p>出産や育児といった女性特有のライフイベントなどにより職場を離れた女性医師等の再就業が促進できるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。</p>	医師勤務環境改善事業 再就業支援 6病院	福祉保健局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
(2) 社会・地域活動への参画促進					
ア. 様々な分野における男女平等参画の促進					
25	審議会等への女性委員の任用促進	任用計画を策定して、審議会等における女性委員の任用を促進します。平成23年度までに35%以上	審議会等における任用状況調査及び任用の促進		各局
26	オープンブラザ事業	民間団体・NPO等から優れた企画を募集し、都が経費を一部負担するとともに、都と民間団体等とが共催でワークショップや研修会等を実施することにより、連携した取組を行います。	ウィメンズブラザフォーラム（民間団体が企画するワークショップ等の実施）等において、民間団体等と連携した取組を行う。		生活文化局
27	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女双方の「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月末現在：18言語 836人登録 ・防災（語学）ボランティアのスキルアップを旨とし、実践に即した研修を講義形式やワークショップ等多様なメニューで実施する。また、「防災とボランティア週間」（1月中旬）に、外国人災害時情報センター機能訓練を実施する。 		生活文化局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現					
① 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現					
ア. 「仕事と生活の調和」の推進					
28	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウイメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会、事業者団体との連絡会等(No.2参照)を通して実施		生活文化局
29	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (平成20年度新規事業)	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及 ・Webサイト「10KYOワーク・ライフ・バランス」の運営		
30	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業 年間500社 登録企業の取組を、「東京ワークライフバランス推進企業ナビ(愛称チャオ)」に掲載し広く公表		産業労働局
31	中小企業の両立支援の推進	企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	両立支援アドバイザー 2名配置 (来所及び企業訪問により相談、助言)		産業労働局
32	いきいき職場推進事業 (平成20年度新規事業)	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	助成企業 500社		産業労働局
33	働き方の改革「東京モデル」事業 (平成22年度新規事業)	「いきいき職場推進事業認定企業」の認定従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向けて優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表します。 「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 八都府市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施します。	認定企業 10社程度 応募部門 4部門 ワークライフバランスフェスタ 1回		産業労働局
34	「東京しごとの日」の設定 (平成22年度新規事業)	大企業や中小企業が実施する、グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進します。	・補助件数 8プロジェクト ・補助上限額 1プロジェクト当たり1億円 ・補助率 大企業及び大企業グループ 1/2 中小企業及び中小企業グループ 2/3		産業労働局
		都が「東京しごとの日」を設定し、企業と都が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた様々な取組を集中的に実施し、その効果等を広く発信することにより、働く人がいきいきと働き続けられる職場環境をつくることともに、仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成を図ります。	・企業奨励金 200千円(定額)×50社 ・イベントの実施 1日		産業労働局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
35	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	61か所(120事業所)		福祉保健局
36 ☆	院内保育施設の支援 (平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	82か所		福祉保健局
37 ☆	医師勤務環境改善事業(院内放課後支援) (平成20年度新規事業)	女性医師が増加傾向にある中、就学後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組み病院に対して補助を実施します。	平成22年度事業終了		福祉保健局
② 子育てに対する支援					
ア. 保育サービスの充実					
38	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	国の安心こども基金による「保育所緊急整備事業」のほか、都独自の「待機児童解消消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。		福祉保健局
39	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前を設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 131か所 B型 29か所		福祉保健局
40	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税等 ・不動産取得税 ・事業所税		主税局
41	家庭的保育事業の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭的保育事業を推進します。	乳幼児数821人 (区部は一部財政調整交付金により実施)		福祉保健局
42	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所		福祉保健局
43	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	732か所		福祉保健局
44	病児・病後児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 118か所 ・体調不良児対応型事業 20か所		福祉保健局
45	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	77か所		福祉保健局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
46	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	684園		生活文化局
47	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子供の福祉を推進します。	平成20年度事業終了		福祉保健局
48 ☆	認証保育所運営指導事業（平成21年度新規事業）	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・開設後運営指導 		福祉保健局
49 ☆	認証保育所等研修事業（平成22年度新規事業）	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中心職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所施設長研修 年300名 ・認証保育所中堅保育士研修 年300名 ・家庭的保育者研修 年120名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年7,000名 		福祉保健局
50	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	地方裁量型10か所 教育機能補助11か所 52園（運営費、開設準備経費等への補助）		福祉保健局 生活文化局
51	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。（再掲）	(No. 35参照)		教育庁 福祉保健局
52 ☆	院内保育施設の支援（平成20年度新規事業）	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲）	(No. 36参照)		福祉保健局
イ. 地域での子育て支援					
53	一時預かり事業補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができないうちなどの子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・都単独型 70,000人 ・地域密着Ⅱ型加算 35,000人 		福祉保健局
54 ☆	定期利用保育事業補助（平成22年度新規事業）	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てのできる環境を整備します。	定期利用保育事業 (うち、特定保育10,650人)		福祉保健局
55	子ども家庭総合センター（仮称）の整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、子育て支援を必要とする事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子供と家庭を総合的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度開設予定 ・構造：SRC造 地上7階・地下1階 ・敷地/延床面積：約5,500㎡/約14,500㎡ 		福祉保健局 教育庁 警視庁

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覽

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
56	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型50か所 ・従来型2か所 ・小規模型6か所 (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)		福祉保健局
57	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所(保育所等)で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	・次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)により実施(A型のうち、市町村部は子育て推進交付金(No. 39参照)により実施) ・セクター型 81か所 ・ひろば型 132か所		福祉保健局
58	☆ 企業・商店街等との連携による子育て支援事業 (平成20年度新規事業)	区市町村が地域の企業や商店街等の協賛を得て行う、中学生以下の子供がいる世帯及び妊婦のいる世帯への優待事業を行う場合、一定の補助を行います。	平成22年度事業終了		福祉保健局
59	☆ 親の子育て力向上支援事業 (平成20年度新規事業)	育児に自信のもてない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施		福祉保健局
60	☆ 区市町村相談対応力強化事業 (平成20年度新規事業)	地域における子育て対応力強化を図るため、子育てひろばB型を身近な支援拠点とするきめ細かな地域の相談体制を構築するとともに、子供家庭支援センターにおけるスーパーバイザーの活用を支援します。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施		福祉保健局
61	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	798クラブ		福祉保健局
62	放課後における子どもの居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,080か所		教育庁
63	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	11か所		福祉保健局
64	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けを希望する人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	運営費補助(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)		福祉保健局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
65	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	運営費補助（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉保健局	
66	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	福祉保健局	
67	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応(No.63参照) 要支援家庭の早期発見・支援事業(医療保健政策区市町村包括補助により実施)	福祉保健局	
68	☆ 子供の心の診療拠点病院 (平成20年度新規事業)	子供の心の問題(虐待・養育放棄・いじめ・不登校等)について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施 都内1医療機関	教育庁 警視庁 福祉保健局	
69	勝どき一丁目地区プロジェクト	都営住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	平成19年度工事着工（平成22年度完成）	都市整備局	
70	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲）	(No.42参照)	福祉保健局	
71	子供の生活習慣確立の取組	子供の生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	平成20年度事業終了	教育庁	
72	幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム（睡眠、食事、遊び）に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	平成19年度事業終了	青少年・治安対策本部	
ウ. ひとり親家庭への支援等					
73	ひとり親家庭支援センター事業	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、ひとり親家庭およびその関係者に対し、生活相談、養育費相談、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。	東京都ひとり親家庭支援センターにおいて実施	福祉保健局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覽

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
74	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。	2市		福祉保健局
75	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）		福祉保健局
76	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に必要な費用の一部を支給します。	13町村		福祉保健局
77	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子自立支援員に対して都が研修を実施		福祉保健局
78	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	ハローワーク（公共職業安定所）との連携により実施		福祉保健局
79	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭に対する児童扶養手当又は児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当 都実施は町村部 ※平成22年8月分から父子家庭も支給対象 児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施 		福祉保健局
80	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	8,628件		福祉保健局
81	☆ 高等技能訓練促進費等事業費の補助（平成22年度新規事業）	国家資格取得に関わる養成機関へ通学する母子家庭の母に訓練促進費を支給する事業を行う区市に対して費用の一部を補助します。	49区市		福祉保健局
82	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練手当の支給 定員248名（No.12一部参照） 母子家庭の母等の職業的自立促進（委託訓練）定員180名（No.22一部参照） 		産業労働局
83	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） 世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） 母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て60戸程度（年間） 		都市整備局
Ⅱ. 育児休業取得者の支援					
84	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業で働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。 ※22年度からは、妊娠中の人や子育て期間中の人にまで対象を広げるなど制度を拡充。	「子育て・介護支援融資」として実施 ・融資により、中小企業従業員の育児又は介護休業期間中の生活資金を支援		産業労働局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覽

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模	事業規模	
オ. 行動しやすいまちづくり					
85	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進協議会等の開催 福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 インターネットを活用した情報提供 インテグレイション等の周知、普及・推進 条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 福祉のまちづくり推進計画の都民参加による事業の評価 カラーユニバーサルデザインの内庁内理解の推進 		福祉保健局
86	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業） (2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（とうきょうトイレ事業） (3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (4)区市町村福祉のまちづくり取組発表会 (5)鉄道駅エレベーターなど整備事業	12地区 16地区 246両 ・福祉のまちづくりにおける区市町村の先駆的な取組を紹介するシンポジウムを開催し、他の区市町村への波及及び都民への理解促進を図る。（年1回開催） 2駅 ・エレベーター供用開始 4駅7基 （年度末累計 104駅215基） ・エスカレーター 供用開始 3駅4基 （年度末累計 103駅 777基） 全駅整備完了のため22年度で事業終了 ・ノンストップバス 103両 （年度末累計 1,457両） （子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施）		福祉保健局 交通局
87	子育て家庭の外出環境の整備 ☆（平成20年度新規事業）	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。			福祉保健局
③ 介護・高齢者に対する支援					
ア. 介護への支援					
88	在宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（ホームヘルプサービス） ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。 	東京都高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）における主なサービスの目標量 22,715,731回/年		福祉保健局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
		<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するな どして入浴を介護します。 訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行い ます。 訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能 を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービス センターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維 持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在 宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養 護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食 事等の介護や機能訓練を受けます。 	718,916回/年		
			2,078,295回/年		
			251,911日/年		
			通所介護 7,841,206回/年 通所リハビリテーション 1,844,313回/年		
			2,289,699日/年		
89	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グ ループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	新規 134ユニット		福祉保健局
90	介護保険施設の整備 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用 の一部を補助します。	新規 19か所 継続 21か所 施設改修費 11箇所		福祉保健局
91	介護保険施設の整備 (老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部 を補助します。	新規 9か所 継続 11か所		福祉保健局
イ. 介護休業取得者の支援					
92	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業で働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用 組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資 します。 ※22年度からは、妊娠中の人や子育て期間中の人にも対象を広げる など制度を拡充。(再掲)	(No.84参照)		産業労働局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
ウ. 高齢者の自立支援					
93	しごとセンター事業の推進（高齢者の雇用就業支援）	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援		産業労働局
94	団塊世代向け就業支援（平成20年度新規事業）☆	団塊の世代の高い就業意識に応えていくため、「団塊の世代向け就業支援総合セミナー」、「中小企業向けエキスパート人材開発プログラム」など、就業支援サービスを提供します。	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 定員1,200名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 定員100名		産業労働局
95	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	58区市町村に補助		産業労働局
96	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あつせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	15区市に補助		産業労働局
97	職業訓練の実施（高齢者訓練）	高齢者が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センターで高齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。	・高齢者向け訓練 定員1,140名 ・高齢者向け委託訓練 定員600名 (No.12一部参照)		産業労働局
98	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応 ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務		福祉保健局 東京消防庁
99	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理員）又はLSA（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応 300戸（都営住宅の建設等）		福祉保健局 都市整備局
100	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	500戸（認定予定）		都市整備局
101	バリアフリー化の普及促進	「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	講演会、コンペ及び相談室等を実施		都市整備局
102	高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	高齢者の入居を受け入れられる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知 平成22年9月、本制度を補完するため、都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を創設		都市整備局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
103	高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	(財)東京都防災・建設まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん入居制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和		都市整備局
104	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月）		都市整備局
工. 行動しやすいまちづくり					
105	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲）	(No. 85参照)		福祉保健局
106	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）（再掲） (2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（とうきょうトイレ整備事業）（再掲） (3)だれにも乗り降りしやすいバスの整備事業（再掲） (4)区市町村福祉のまちづくり取組発表会（再掲） (5)鉄道駅エレベーターなど整備事業（再掲） (6)鉄道駅へのだれでもトイレ設置（再掲） (7)ノンステップバスの導入（再掲）	(No. 86参照)		福祉保健局 交通局